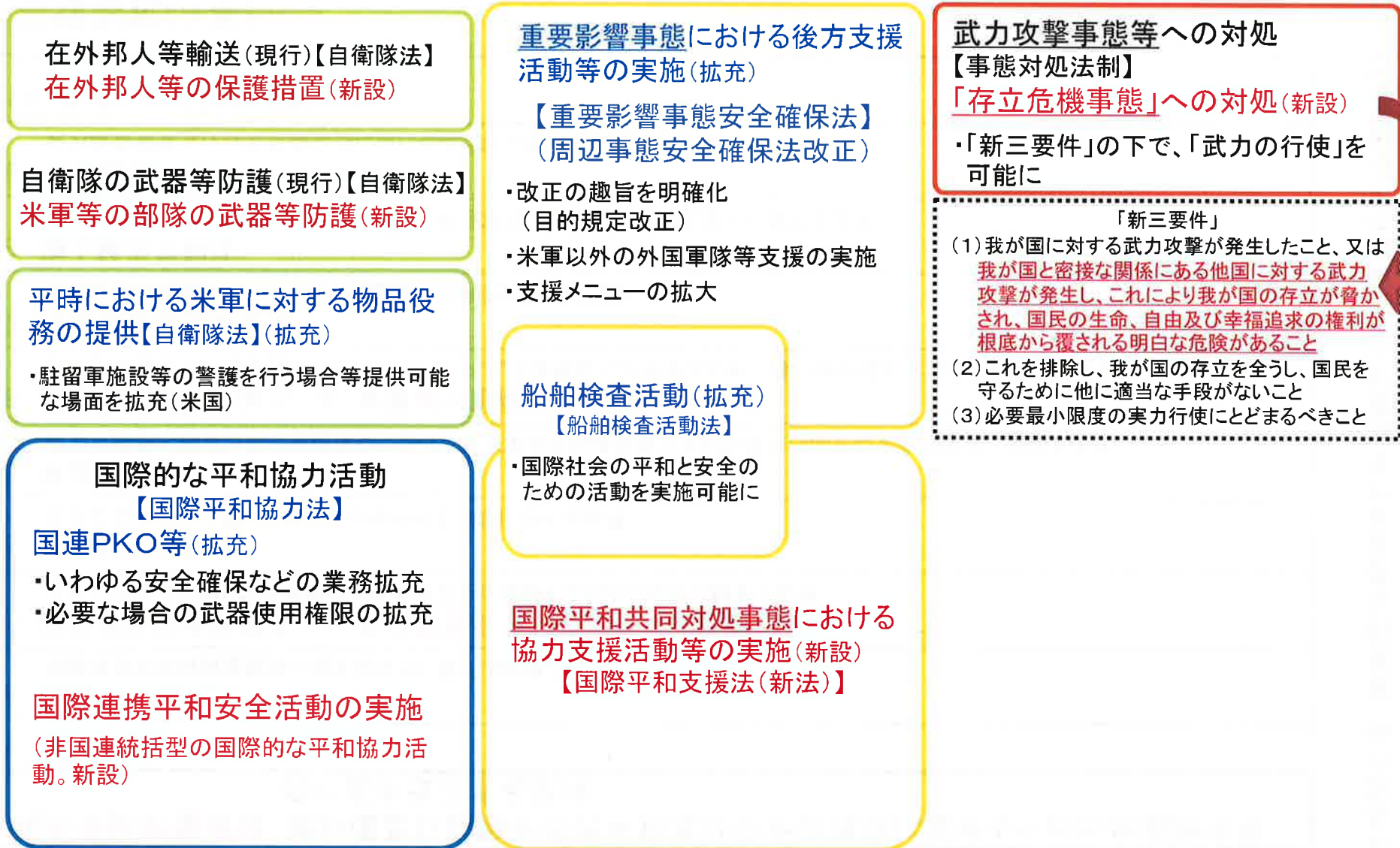


# 「平和安全法制」の主要事項の関係

(横軸)事態の状況・前提をイメージ

(縦軸)我が国、国民に関する事項

国際社会に関する事項



国家安全保障会議の審議事項の整理【国家安全保障会議設置法】

(注) 離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

# 「平和安全法制」の構成

## 整備法

(一部改正を束ねたもの)

**平和安全法制整備法**: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法

2. 国際平和協力法

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

3. 周辺事態安全確保法 → **重要影響事態安全確保法**に変更

**重要影響事態**に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

4. 船舶検査活動法

**重要影響事態等**に際して実施する船舶検査活動に関する法律

5. 事態対処法

武力攻撃事態等**及び存立危機事態**における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

6. 米軍行動関連措置法 → **米軍等行動関連措置法**に変更

武力攻撃事態等**及び存立危機事態**におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

7. 特定公共施設利用法

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

8. 海上輸送規制法

武力攻撃事態**及び存立危機事態**における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

9. 捕虜取扱い法

武力攻撃事態**及び存立危機事態**における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

## 新規制定(1本)

**国際平和支援法**: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理12ページ参照)